

市民の皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染拡大防止について

**緊急事態宣言を受け、帰省者は外出を控え、感染拡大地域への往来は避けてください**

4月8日に長野県が行った記者会見のとおり、飯田保健所管内で新たに2名の新型コロナウイルス感染者が確認され、これまでに4名の感染者が確認されています。新たに感染が確認された2名については、長野県が公表したとおり、飯田・下伊那地域における最初の感染者の濃厚接触者で、感染経路が明確になっており、長野県及び飯田保健所において、感染者の行動や接触者について更なる詳細な調査を行い対応しているところです。

4月7日には、安倍総理から東京をはじめとする7都府県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・大阪府・兵庫県・福岡県）に対して緊急事態宣言が発出されました。これにより緊急事態宣言対象地域にお住いの飯田市出身者などが帰省する動きがみられ、それに伴い当地域における新たな感染拡大が懸念されます。こうした**感染拡大を防ぐため、帰省された方は潜伏期間を考慮して2週間は外出をしないようご協力をお願いします。また、都市部をはじめとした感染拡大が続いている地域との往来は避けるなどの感染拡大防止策をとっていただきますよう重ねてお願いします。**

すでに市民の皆様は、手洗いをこまめに行うこと、咳エチケットを行うこと、最も感染拡大のリスクを高める環境「3つの密を避ける」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）ことは十分にご理解いただいているとは思いますが、感染拡大防止に効果のある手洗いができているか、また、よく洗っていない手で、無意識に顔や目等を触っていないかと心配しているところです。改めて、感染予防の正しい基本行動について、家族や周りの皆さんと共有いただき、感染予防に万全を期していただきますようお願いいたします。

**学校の臨時休校及び市関係施設の臨時休館等についてのお願い**

長野県では、今後2週間を「感染対策強化期間」と位置づけ、自覚症状の有無にかかわらず人混みを避け、意識して人との接触機会を減らすなどの感染防止対策に最大限留意するよう呼びかけています。これを受け、飯田市では、令和2年4月10日（金）から4月24日（金）までの間、小・中学校は臨時休校、公民館や文化会館等の社会教育文化施設、本庁舎市民サロン等についても臨時休館することとしました。日頃からご利用いただいている皆様にはご不便をおかけするほか、小・中学生やそのご家族には何かとご負担やご心配をおかけすることとなり、大変心苦しく思いますが、まずは「感染拡大防止を行うことが第一である」と考え、このような判断をしました。市民、企業、行政が一丸となってこの新型コロナウイルス感染症を早期に終息できるようご理解ご協力をお願いいたします。

※飯田市内小・中学校の対応については、別紙「新型コロナウイルス感染症対策のための飯田市内小中学校の対応について」等を、市有施設の休館については、別紙「新型コロナウイルス感染症対策のための市有施設等の休館について」参考としてください。

## 正しい情報を把握し冷静な行動を

飯田保健所管内において最初の感染例が公表された翌日には、「感染者が利用した医療機関は〇〇だ」とか「〇〇で夕食を食べていた」、「〇〇高校出身だ」などといった真偽不明のうわさが広まりました。これにより一部の飲食店などが甚大な風評被害を受けています。感染した方やそのご家族、医療機関関係者等に対する誤った情報や不確かな情報に基づいた不当な差別やいじめなどの人権侵害はあってはなりません。

感染者及び感染経路や行動歴に関する情報や感染拡大防止に必要な情報は、長野県が一元的に管理し、公表しています。感染拡大が懸念される場合には、県がその名称等を公表しますので、その情報を確認してください。

SNS だけでなく噂話などの、人を介した真偽不明の情報を拡散することは、多くの方々の不安をまおり、不必要な混乱を生じかねません。公式な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

## 症状のある方へ

飯田保健所管内での感染者の確認を受け、自分は感染していないかと心配をされる方も多いものと思いますが、多くの方が医療機関に殺到すると、医療提供体制に過剰な負荷がかかり、それまで行われていた適切な医療が提供できなくなることが懸念されます。

厚生労働省や長野県が感染症に関する相談窓口を開設しているほか、感染が疑われる方の相談窓口として、飯田保健所に「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口 (Tel0265-53-0435)」が設置 (24時間対応) されていますので、感染を疑う症状がある場合は、医療機関を受診する前に必ず飯田保健所の「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」へ電話でご相談ください。

飯田市といたしましては、今後も国や県と連携しながら、医療関係者や福祉関係者、企業などの事業者、そして市民の皆様と一丸となって、この難局を乗り越えて参りたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月9日

飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 飯田市長 牧野光朗

<お問合せ先>

飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局

健康福祉部 保健課 0265-22-4511 内線 5512

危機管理室 0265-22-4511 内線 2431

# 新型コロナウイルス感染症対策のための飯田市内小中学校の対応について

令和2年4月8日

飯田市教育委員会

令和2年4月8日に、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部より、先週末から今週にかけて、感染者の発生地域が拡大するとともに、PCR検査件数や帰国者・接触者相談センター相談件数が増加していること、また、近県における感染源が特定できない感染者の増加や、緊急事態宣言の発出を総合的に考慮して、明日から2週間が、県内の感染拡大防止にとって重要であるので、この期間を「感染対策強化期間」と位置づけ、県民に対する感染防止の取り組みの強化を呼びかけることが発表された。

市町村に対して、概ね2週間程度は、地域の状況を踏まえ、学校の臨時休業を含めた子どもの感染リスクを下げるためのさらなる取組の検討が要請された。長野県教育委員会は県立の学校において、4月10日（金）または4月11日（土）から4月24日（金）まで、臨時休校を行うことを決定した。

飯田保健所管内でも新たな感染者が見つかり、感染の拡大が危惧される場所である。学校においては新学期が始まり、授業が再開したところであるが、児童生徒への感染拡大防止のため、飯田市教育委員会としては以下の対応をとることとする。

## 1 方針

飯田市内の小学校及び中学校は令和2年4月10日（金）から令和2年4月24日（金）まで臨時休校とする。

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休校措置であるという趣旨を踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすこととする。休校中には、学習プリントを配布するなど、学習する機会の確保に努める。

休校後は、教育課程の弾力的な運用を図り、休校中の学習内容を補う。

また、次により臨時的登校を認める。

## 2 臨時的登校

休校中の指導等を行うため、4月10日（金）午前中に限り登校する。（4月10日は給食を提供する。）

その他各学校の実態に応じて、児童生徒の学習状況の確認や生徒指導、健康観察を行うために登校日を設定することも認める。

## 3 その他休校期間中の対応

### (1) 小学校について

ア 受け入れ条件を満たす児童（※1）を感染防止のための措置（※2）を講じた上で受け入れる。

※1 受け入れの条件

小学生の受け入れは以下の者を対象とする。

- ・現に放課後児童クラブ（児童館、児童センター、児童クラブ）若しくは放課後デイサービスに登録している又は通っている児童、かつ、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
- ・特別支援学級に在籍し、放課後デイサービスを利用している児童

※2 感染防止のための措置

- ・登校前の家庭での体温測定、登校時の学校での体温測定の実施
- ・定期的な換気等の受け入れ環境の整備
- ・咳エチケット
- ・手洗い又は手指消毒の励行
- ・3密の回避

イ 給食は提供しない。昼食持参とする。

ウ 受け入れ時間は始業時から下校時までとする。

エ その後は放課後児童クラブ（児童館、児童センター、児童クラブ）又は放課後デイサービスで受け入れる。

オ 休校中の学校の教育活動（金管バンド等）は行わない。

カ その他特別な事情のある児童については学校との相談による。

(2) 中学校について

ア 休校中の学校の教育活動（部活動等）は行わない。

イ その他特別な事情のある生徒については学校との相談による。

4 問い合わせ先

(1) 臨時休校に関する事

飯田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 桑原隆  
0265-22-4511 内線 3710

(2) 臨時休校中の受け入れ等学校に関する事

通学している小学校又は中学校の校長まで

(3) 放課後児童クラブに関する事

飯田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 桑原隆  
0265-22-4511 内線 3710

(4) 放課後デイサービスに関する事

飯田市健康福祉部 福祉課 課長 小林 弘  
0265-22-4511 内線 5710

令和2年4月9日

飯田市立小中学校保護者 様

飯田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のための飯田市内小中学校一斉臨時休校のお願い

保護者の皆様には、日頃より飯田市の教育にご理解、ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。また、春休み前の臨時休校へのご協力、時間を短縮しての入学式、始業式へのご理解をいただきましてありがとうございます。

さて、せっかく新年度が始まったところですが、令和2年4月8日に、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部より、4月9日から2週間（4月22日まで）を「感染対策強化期間」と位置づけ、県民に対する感染防止の取組の強化を呼びかけることが発表されました。市町村に対しては、学校の臨時休校を含め、子どもの感染リスクを下げるためのさらなる取組の検討が要請されました。また、飯田保健所管内では新たな感染者が見つかりました。

このような状況ですので、飯田市教育委員会としては、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐために、下記のように臨時休校の対策をとることとしました。度重なる変更につきまして、保護者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしますが、子どもたちの安全、安心のためにご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 方針

- ・飯田市内の小学校及び中学校は、令和2年4月10日（金）から令和2年4月24日（金）まで臨時休校とします。
- ・新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休校の措置ですので、人の集まる場所等への外出を避け、児童・生徒の皆さんは、適度に身体を動かすことをしながら、基本的に自宅で過ごしてください。
- ・学習プリントを配布するなど、学習する機会の確保に努めます。
- ・休校後は、教育課程の弾力的な運用を図り、休校中の学習内容を補うようにします。
- ・必要な場合は臨時的登校があります。

2 臨時的登校のお願い

- ・休校中の過ごし方をお知らせするため、4月10日（金）午前中に限り登校をお願いします。
- ・4月10日は給食を提供します。
- ・なお、学校で臨時的に登校をお願いする場合があります。その際は、「学校からの通知」、「学校安心メール」等にてご連絡いたします。

3 その他休校期間中の対応について

(1) 小学校について

- ア 通学している小学校にて、受け入れ条件を満たす児童（※1）を感染防止のための措置（※2）を講じた上で受け入れます。

※1 受け入れの条件

- ・現に放課後児童クラブ（児童館、児童センター、児童クラブ）若しくは放課後デイサービスに登録している又は通っている児童、かつ、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

※2 感染防止のための措置

- ・登校前の家庭での体温測定、登校時の学校での体温測定の実施
- ・定期的な換気等の受け入れ環境の整備
- ・咳エチケット
- ・手洗い又は手指消毒の励行
- ・三密の回避

- イ この間給食は提供しません。昼食持参をお願いします。
- ウ 受け入れ時間は始業時から下校時までとします。
- エ その後は放課後児童クラブ（児童館、児童センター、児童クラブ）又は放課後デイサービスで受け入れます。
- オ 休校中の学校の教育活動（金管バンド等）は行いません。
- カ その他特別な事情のある場合は、学校と相談をお願いします。

(2) 中学校について

- ア 休校中の学校の教育活動（部活動等）は行いません。
- イ その他特別な事情のある場合は、学校と相談をお願いします。

4 問い合わせ先

(1) 臨時休校に関する事

飯田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 桑原隆  
0265-22-4511 内線 3710

(2) 臨時休校中の受け入れ等学校に関する事

通学している小学校又は中学校の校長まで

(3) 学習に関する事、その他の悩み事

通学している小学校又は中学校の校長まで

(4) 放課後児童クラブに関する事

飯田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 桑原隆  
0265-22-4511 内線 3710

(5) 放課後デイサービスに関する事

飯田市健康福祉部 福祉課 課長 小林 弘  
0265-22-4511 内線 5710

(6) その他の心配事等

ア ネットに関する事

セーフティーネット総合研究所 代表理事 南澤信之 氏  
e-mail:shinpai@nistr.jp

イ 子育てに関する悩み事

飯田市健康福祉部 子育て支援課 課長 高山毅  
子ども家庭支援センター 0265-22-4511 内線 5343

# 新型コロナウイルス感染症対策のための市有施設等の休館について

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底する趣旨から、飯田市が所管する施設等については、原則として休館とします。
- ◆休館とする施設等に関しては、今後、飯田市の Web サイトに詳細を掲載し、情報は随時更新してまいります。
- ◆また、既にお支払いいただいた使用料等に関しましては、全額返金いたします。
- ◆なお、飯田市役所（各地区の自治振興センターを含む）は通常どおり業務を行います。

## 休館施設

○主なものを記載しております。詳細は、随時飯田市の Web サイトに掲載する予定です。

### ----- 社会教育文化・スポーツ施設 -----

飯田市立中央図書館、鼎図書館、上郷図書館（以上3館での貸本業務は実施します）、各分館  
飯田文化会館、人形劇場、鼎文化センター  
飯田市公民館及び各地区公民館  
社会体育施設、各小中学校の体育館（グラウンドは除く）  
飯田市美術博物館 等

### ----- その他の施設 -----

飯田勤労者福祉センター  
飯田市役所本庁舎内 市民サロン、風越サロン  
りんご庁舎内 市民サロン 等

## 休館期間

- 令和2年4月10日（金）から令和2年4月24日（金）まで
- 休館期間は、新型コロナウイルスの感染状況によって延長となる場合もあります。

## 使用料金等の返還について

- 上記の期間において、施設の休館に伴い利用できなくなった場合は、既にお支払いいただいた使用料等は、全額返金いたします。
- 具体的な返還手続については、準備ができ次第、各施設において対応いたしますので、各施設にお問い合わせください。